

紙達送報電

●注意

受付月日の記入を略したるものは料の加算に依りて受付けらるゝ

四月廿九日受信

印刷局製造

局著	局	發	名氏所居人信受
信受 當務者	付受 午後	第 イカ	マツ井
時 イカ	月 イカ	報 イカ	新浮市学校町
分 イカ	日 イカ	局 イカ	松井郡治
指 イカ	定 イカ	番 イカ	
著 イカ	信 イカ	名 イカ	
氏 イカ	所 イカ	居 イカ	
人 イカ	信 イカ	發 イカ	
事 イカ	記 イカ	印 イカ	
附 イカ	局 イカ	著 イカ	

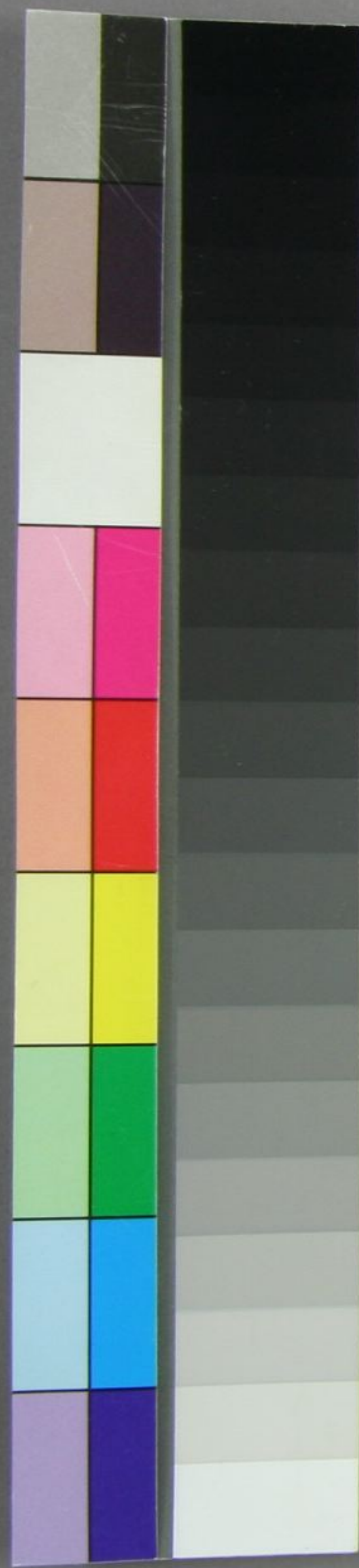
胡侯爵未亡人ノ折去ニ對シ哀悼ノ誠



●注意

万一他人に宛てたる電報の配給を受けたるときは其由を付廻し直に之を配給したる電信局所に返展せらるゝ(決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること)

●したれさ起申てに便郵料無は又頭口ばらあ廉の各都不上扱取●



紙達送報電

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受付したるものとす

●注意 万一個人に於てたる電報の回線が途切れたるときは其由を各業官に之を照達したる電報局所に於て決して其電報本人(又は手続しをてたる)

局著	局發	名氏所居人信受
當番者	第	
信受者	年	早稲田大學
時	月	ワ
分	日	イ
字	報局	
	定指	
	0097	
	名氏所居人信發	
	姫路校友会	
	コウユカイ	
	事記	
	印附日局著	

ツツツ
ツツツ
ツツツ
ツツツ

謹ミテ哀悼意ヲ表
四月廿九日受信



印刷局製造

●したれど越えては電報料金は又預口から本額の全額不上取扱

紙 達 送 報 電

注意

送付月の部入の部呼したものは、行の送り番目にしたがって送付するものとす

同

注意

万一他人に知れたる電報の誤送を受けたりは、責任を負ふべし、且、之を留送したる電報は、送り番目を改定せざる限り、決して送付しないものとす

局	著	局	發	名	氏	所	居	人	信	發
	548	電	第 一	〇	太	太	太	太	太	34
	121	時	一	〇	太	太	太	太	太	34
	分	分	報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							
			報							



電報送達紙

注意 月日時刻の記入は必ず正確に記すこと

著	局	第	報
分	分	月	日
字	分	時	局
分	分	分	報

定指

ス ヲ ヲ ヲ
 〆
 〆
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ
 〆 ヲ ヲ

受信人姓名

コ タ カ 〆
 コ タ カ 〆
 コ タ カ 〆
 ヤ マ 〆
 〆 279

送信人姓名

マ ニ ヲ
 コ ゴ 〆
 シ ヲ 〆
 イ ヲ 〆
 シ ヲ 〆



注意 万一他人に宛てたる電報の誤送を受けたる場合は速に其由を後欄に記し直にこの電報局に知らせるべし

紙 達 送 報 電

注意 六月一日の期入を省略したものは、六月一日の期入に於て是れとす

注意 万一人に宛てた電報の配達を要した場合は、電報料に付して送金した場合は、送金手数料を別に申し込む

局	第	報
番	一	局
字	〇	報
分	九	局
時	六	報
時	三	局
分	一	報
分	九	局
分	九	報

名氏所居人信受

相模
川
村
信
受

定指

280

名氏所居人信受

相
模
川
村

局日附印



● したれ、電報料は、電報料に別口は、あるの各事不上取扱●

電報送達紙

注意 電報の送達に支障をきたした場合は、その理由を記載し、直に之を配達した郵便局所に返送せしめ、決して其受取本人へ直接に交付し渡さざること

注意 万一人に宛てたる電報の配達を要したるときは、其由を付箋し直に之を配達した郵便局所に返送せしめ、決して其受取本人へ直接に交付し渡さざること

局番	局名	第	客氏所居人信受	客氏所居人信發	指	局日附印	事
100	東京	9	オオウ	オオウ	260	12.4.27	
100	東京	9	オオセ	オオセ			
100	東京	9	オオト	オオト			
100	東京	9	オオカ	オオカ			
100	東京	9	オオキ	オオキ			
100	東京	9	オオコ	オオコ			
100	東京	9	オオク	オオク			
100	東京	9	オオケ	オオケ			
100	東京	9	オオコ	オオコ			
100	東京	9	オオク	オオク			
100	東京	9	オオケ	オオケ			
100	東京	9	オオコ	オオコ			
100	東京	9	オオク	オオク			
100	東京	9	オオケ	オオケ			

印刷局製

● したれさ紙申ては領料無江又頭口ばらあはの各都不上扱取 ●

電報送達紙

注意 受け取りの印入を省略したるものは、その日の日替料に於て照付したものとす

局 著	局 發	名氏所居人信受
當務者 信之 午後 10時 4分	第 1 月 12 日 報 局 第 1 號	ワ タ リ シ マ シ マ シ マ
	定指 27	
	オ ハ マ イ ロ ウ キ ノ カ カ	番 著 號 信 22
		名氏所居人信發 オ ハ マ イ ロ ウ キ ノ カ カ
	事 記 印附日局著	
		12.4.27

注意 万一個人に宛てたる電報の配達を受けたるときは、其由を付録し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直達し又は手渡しせらるること

印刷局製産

●したれさ郵申にて種別料無じ又頭口ばらまの各都不上扱取●

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てた電報の誤送を受けたときは其由を付箋し直して送らなければならぬ。また、誤送を受けたときは、速にその旨を電報局に知らせるべきである。

●注意 受け月日の記入を省略したるものは受附の當日午前中に於て受領したるものとす

局 啓	局	發	名氏所居人信受	
當 天 情 受 付 受 當 時 時 時 時	時 時 時 時	第 一 月 日 號	名 氏 所 居 人 信 受	
1	キ	27	定 指	101
10	ス	エ	名氏所居人信發	ウ
カ	ナ	イ	ウ	井
セ	シ	ド	エ	ノ
レ	エ	イ	ウ	ノ
カ	ウ	ウ	エ	ノ
イ	エ	ウ	エ	ノ
フ	ア	ウ	エ	ノ
イ	ク	ウ	エ	ノ



●もし送り主の住所が不明なときは、電報料は送り主の負担とする。

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の誤達を受けたるときは其由を付録し直ちに電報局に届出せしめしめて其受取人全責任を受けしむべきなり

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の当日午前12時迄に於て受領したるものとす

局番	局	發	名氏所居人信受
受 信 者	付 受	第 カ	
20	2	0	2
21	2	2	2
22	2	4	2
23	2	2	2
24	2	2	2
25	2	2	2
26	2	2	2
27	2	2	2
28	2	2	2
29	2	2	2
30	2	2	2
31	2	2	2
32	2	2	2
33	2	2	2
34	2	2	2
35	2	2	2
36	2	2	2
37	2	2	2
38	2	2	2
39	2	2	2
40	2	2	2
41	2	2	2
42	2	2	2
43	2	2	2
44	2	2	2
45	2	2	2
46	2	2	2
47	2	2	2
48	2	2	2
49	2	2	2
50	2	2	2

月 日 時 分

197

名氏所居人信發



印刷局製

●したれど紙中にて便費料金は又戻口から本度の合部不仕以可也

紙

●注意 受け月日の記入を省略したるものは受付の当日着期に於て受領したるものとす

局 著		局 發		名氏所居人信受	
信受者	信受者	付受	第		
時	時	月			
分	字	分	日	號	局 報
ハ イ 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百				定指	
				名氏所居人信發	
車 記		印 附 日 局 著			



●「たれ」の印にて何れも無効又は取口から本底の合符不生し

●注意 万一他人に宛てたるは報の配達を急務たるとは其由を付箋に直記せしむる事無効とす

電報送達紙

注意

送達月日の記入を省略したるものは、その月日不明のものは、送達月日に於て送達したるものとす

局	局	局	名氏所居人信受
電報局	東京	第 4	上野区田中
受信時刻	午後 10 時 5 分	月 日	184

局	局	局	名氏所居人信受
電報局	東京	第 4	上野区田中
受信時刻	午後 10 時 5 分	月 日	184

著局日附印 記事



印刷局製

●したれさ郵申にて備前料無び又頭口ばらぶの各都不上扱取●

注意

他人を知てた電報の配達を遅けたるものは、其由を付箋し直に之を配達したる電報局所に返戻せよと決して其受取本人へ直達し又は手渡しせよとす

電報送達紙

注意

送達月日の記入を省略したるものは、送達月日不明に於て送達したるものとす

局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分	局 番 字 分
カ	ウ	オ	コ	カ	ウ	オ	コ	カ	ウ	オ	コ
ク	リ	エ	ニ	ク	リ	エ	ニ	ク	リ	エ	ニ
フ	ク	ヨ	ヤ	フ	ク	ヨ	ヤ	フ	ク	ヨ	ヤ
シ	ウ	チ	ツ	シ	ウ	チ	ツ	シ	ウ	チ	ツ
ク	コ	オ	フ	ク	コ	オ	フ	ク	コ	オ	フ
ク	ミ	シ		ク	ミ	シ		ク	ミ	シ	
ク	マ			ク	マ			ク	マ		
ク	イ			ク	イ			ク	イ		
ク	エ			ク	エ			ク	エ		
ク	エ			ク	エ			ク	エ		

受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名
 受信人氏名

發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名
 發信人氏名



注意

カ一係人に宛てた電報の配達を滞りたるものは、其由を付箋に直に之を配達したる電報局所に返戻せしめ、決して其電報本人へ直接に文は手渡しをせらざるべし

● したる電報にて補送料無は又振口ばら局の金都不上扱取●

電報送達紙

注意 送達月日の記入を省略したるものは、送達月日は日曜日（日）に於て是れを修正したるものとす

局	書	局	發
信受	信受	付受	第
午後	午後	午前	五
2時	2時	10時	カ
5分	5分	10分	コ
2分	2分	10分	シ
			マ
			ニ
			局
			報

受信人住所氏名

オ
ホ
コ
マ
カ
カ
カ
カ
カ
カ
ハ

送信人住所氏名

オ
ホ
コ
マ
カ
カ
カ
カ
カ
ハ

指

附印事



注意 万一個人宛てたる電報の配達を差したるときは其由を付箋し直に之を配達したる信局所に返戻せらるべく決して其要取本人へ直達し又は手渡しせざるべし

印刷局製造

● したれさ郵申にて郵便料金は又前日びらま屋の金都不上扱取 ●

電報送達紙

●注意

万一他人に宛てたる電報の送達を誤りたる場合は、直に之を配達したる電信局に返送せしめ、決して其受取本人へ送達し、送達しせしめざるべし。

●注意

受付月日の記入を略したるものは受付の送達日書局に於て受留したるものとす。

局書		局		發		受信人住所氏名	
受取者	信受者	付受	第	ヤ	オ	リ	
午	午	時	二	ス	ア	ヤ	
時	時	月	七	キ	シ	マ	
分	分	日	七	テ	マ	フ	
字	分	日	號	局	報		
				定指	102		
				ム			
				ニ			
				並			
				ハ			
				カ			
				ワ			
				事			
				印			
				附			
				日			
				局			
				セ			




●したれざらば便郵は無は又取口ばる底の合都不上扱取●

印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の印達を受けたりたるときは其由を付添し直に之を郵達したる電信局所に送附せらるゝこと決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意 送達日時の記入を省略したるものは受付けの當日若くは翌日に於て受取したるものとす

局著	局	發	名氏所居人信受
信受者 署名	付受 年月日	第 報局	
〇 時 分	〇 月 日	九 式 4 報局	
指定			111
			香 信
			名氏所居人信受
			宮 健
			事 記 印附日局著
			

印刷局製

●したれらるる中に便郵は無は又頭口ばらま座の合都不上扱取●

電報送達紙

●注意
万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる時は其旨を通知し、既に之を配達したる場合は、使用所所長に通知せしめ、決して其電報本人へ直接に又は手渡しせず。

局著	局	第	カ	局	名氏所居人信受
受 信 者	受 信 時 分	時 分	月	日	報
カ	イ	イ	イ	イ	イ
ク	ク	ク	ク	ク	ク
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
コ	コ	コ	コ	コ	コ
ク	ク	ク	ク	ク	ク
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
コ	コ	コ	コ	コ	コ
ク	ク	ク	ク	ク	ク
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
コ	コ	コ	コ	コ	コ
ク	ク	ク	ク	ク	ク

名氏所居人信發	名氏所居人信受
カ イ ク ケ コ	カ イ ク ケ コ

事 記 印附日局著

107



伊豆川 郵便局

印刷局製造

●したれざ歸中ては便郵料無は又頭口ばる庫の合御不上扱取●

電報送達紙

●注意
受付月日の記入を省略したものは受付の日は日若局に於て受附したるものとす

●注意
万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付記し直に送付したる電信局所へ返送せらるべし決して其取本人へ送付し及ばず手渡しせず

局書	局	發	名氏所居人信受	
受 信 者	付 信 者	第		
午 時	午 時	セ マ シ ヤ		オ ワ セ マ シ マ
分	日	號	局	報
定指				35
			名氏所居人信發	
				チ ノ ヤ ス
			車 記	
			印 附 日 局 書	
			フ ム ウ ロ ム ル	
			ア カ	

● したれを認めては領紙を無効又は取口せらるる處の各費不上取取

印刷局製造

電報送紙

●注意 万一人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付録し直之を配達したる電報局所に返戻せらるへく決して其要取本人へ直送し又は手渡しせざるべし

●注意 受付月の日記入を省略したるものは受付の當日午前10時に於て受領したるものとす

局 發		局 信		局 信		局 信		局 信		局 信		局 信		局 信		局 信			
發	信	發	信	發	信	發	信	發	信	發	信	發	信	發	信	發	信	發	信
名氏所居人信受		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發		名氏所居人信發	
第		第		第		第		第		第		第		第		第		第	
報		報		報		報		報		報		報		報		報		報	
號		號		號		號		號		號		號		號		號		號	
日		日		日		日		日		日		日		日		日		日	
分		分		分		分		分		分		分		分		分		分	
字		字		字		字		字		字		字		字		字		字	
分		分		分		分		分		分		分		分		分		分	
指		指		指		指		指		指		指		指		指		指	
印		印		印		印		印		印		印		印		印		印	
附		附		附		附		附		附		附		附		附		附	
日		日		日		日		日		日		日		日		日		日	
局		局		局		局		局		局		局		局		局		局	
信		信		信		信		信		信		信		信		信		信	



● したれそ紙中にて領料無は又回口ばあ度の各部不上換取 ●

電報送達紙

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の翌日若局に於て受付したるものとす。

印刷局製造

局	著	局	發	電	受信人姓名
電送者	電送時	電送分	電送分	電送分	受信人姓名
11	11	30	20	30	和光
					319
					受信人姓名
					和光
					和光
					和光
					和光
					和光
					和光
					和光
					和光
					和光
					和光

●注意

万一他人に宛てたる電報の誤謬を認めたる場合は由を付録し直して之を訂正したる電報局所にて之を決定し其取扱人（直送）又は手送しを要す。

●したれど難申てに便郵局無に入頭口ばらる電の各部不上げ取

電報送書紙

注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の日を郵便局に送付したるものとす

注意 万一人に宛てたる電報の配達を誤るることは由を待たず 速に之を訂正しよ

局番	局	名氏所居人信受
電交信付	番	名氏所居人信發
送書者	号	
分字		343
定指		
事記		印附日局着

Handwritten in the form:
 局番: 東京
 局: 大塚
 名氏所居人信受: 田中 徳子
 名氏所居人信發: 田中 徳子
 分字: 100
 定指: 100
 事記:
 印附日局着: 1927.4.26


印刷局製

○ したしに送書にては電報料はもとめられず又頭はかならずの命都不上取

電報送達紙

No. 3

●注意
受付月の記入を訂正したるものは発行の當日事務局に於て変更したるものとす

局番 交付者	局名 伊賀	局番 21	局番 3	受信人住所氏名 大木 隆三 大木 隆三
年 1941	月 10	日 27	時刻 12	
分 10				
定指 ア五				
				受信人住所氏名 大木 隆三
専記				印附日局著
				

印刷局製造

●上記の電報に送達料は収入印紙を添付する要あり●

●注意
万一個人に宛てたる電報の配達を急務したるときは、由を明記し、40分以内にお届けせよ。また、送達料は本人に徴せらる。詳細は電報所にて可なり。

紙 送 報 電 子

●注意 受付月日の記入を省略したるものは先付の當日寄局に於て受領したるものとす

●注意 万一人に宛てたる電報の配達を希望するときは、由を付記し直に之を記したる電報用紙に記すべし

局番	局	発	受信人住所氏名
電報番号	第 月 日 分	局設	受信人住所氏名
		定指	313 電報
			受信人住所氏名
		事務	電報局印

印刷製法

●したる電報にて従来同様、又頭口は差額の全部不上取扱

電報送達紙

●注意 送付月日の記入を省略したるものは送付の當日着局に於て受領したるものとす

局番	局	第	名氏所居人信發
電報者	付送 午後三時五分	六 月一 八	カオクマエサキヤクヤ
電報者	午後三時五分	日	ハヤシ
分	分	局	

定指

ウ
ウ
ウ
シ
ミ
ミ
カ
ミ
マ
ク
モ

304

信發人局所氏名


印刷局製造



●注意 送付月日の記入を省略したるものは送付の當日着局に於て受領したるものとす

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受留したるものとす

局書	局	發	名氏所居人信受	
當受 信受	送 時	第 局	292 番 著 日 信 名氏所居人信發 一 十 カ	
時	分	日 號		
分	定指			
分	事 記 印附日局書			
●したれと雖中にて催料無じ又頭口びらる星の合部不上扱取●				

●注意 万一他人に須てたる電報の配達を差むたるときは其由を付添し直に之を配達したる電信局所に送附せらるべく決して其受取本人へ直接に又は手渡しせざること

印刷局製

紙達送報電

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日書初に於て受附したるものとす

●注意 万一人に須てたる電報の届達を遅けたるときは其由を付添し直に之を配達したる電信局所に送附せしめられしめして其受取人にて取り扱はしむべし

局 著	局	發	名氏所居人信發
信受 〇	午 12時	第 二	〇
時 分	日	號	局 報
7 1	2	1	293
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇
2	2	2	〇





電報送達紙

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着期に於て要給したるものとす

郵便局製造

局 著		局 發		名氏所居人信受	
受 信 者	信 受 時	信 受 時	第 報	名 氏	所 居 人 信 受
午後 1時	午後 2時	午後 3時	第 9 報	オ オ ウ マ ケ ツ	リ ロ ク シ
分	分	分	日 號	番 號	
指 定				名氏所居人信發	
1 7 ヨ シ シ ガ ミ マ イ ス				イ ニ ツ ツ ヤ メ イ シ シ シ	
事 記				印 附 日 局 著	
				 	

●注意

万一人に宛てたる電報の配達を誤りたる場合は其由を付箋し直して之を郵送したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取人へ直送し又は手渡しせず

電報送達紙

112

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日午前10時迄に於て受領したるものとす

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し或に之を記述したる電報局所に送附せらるべく決して宛受取本人へ直送すべきは手渡しせざること

局費	局	發	名氏所居人信受		
受 信 當 者	付 受 午 時	第 シ 日	レ ハ ノ	レ ハ ノ	レ ハ ノ
1 時 10 分	1 時 10 分	9 日	レ ハ ノ	レ ハ ノ	レ ハ ノ
1 分	1 分	1 日	レ ハ ノ	レ ハ ノ	レ ハ ノ
			定措		
			名氏所居人信發		
			事 記 印 附 日 局 著		

オ
カ
マ
シ
マ
シ

136

電 報

ツ
シ
シ
シ
シ
カ
マ
マ
マ
マ



●したれは紙申ては送無料無は又頭口ばらあ度の合符不上採取●

電報送達紙

●注意


受信時刻の記入は正確に記し、送信時刻は受信時刻より前記の日時を受信したものとす

印刷局製造

局著		局發		受信人居所名	
受信時刻	送信時刻	第	報局	受信人居所名	
午後 〇時	午後 〇時	〇	報局	〇	
		カ		カ	
		ノ		ノ	
		ハ		ハ	
		シ		シ	
		マ		マ	
		リ		リ	
		ス		ス	
		セ		セ	
		ソ		ソ	
		ト		ト	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ		ツ	
		テ		テ	
		ト		ト	
		タ		タ	
		チ		チ	
		ツ			

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日電報に於て受理したるものとす

局	書	局	發	名氏所居人信受	
當務者	信受者	付受者	第		
年	月	日	号		
時	分	時	分		
分	字	分	日	報	局
				定指	130
オ マ ス イ マ イ モ ウ モ ア ク				名氏所居人信發	オ ウ カ マ ノ グ ツ キ イ シ カ ク ク ク
				事 記	印附日局著
					

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を差支たること又は其由を付嘱し或に之を配達したる電報局所に送附せらるべく決して其受領本人へ配達し又は手渡しせざることを

●したれど送中にて送報無は又頭口ばらあ座の金額不上取扱●

紙達送報電 05

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受宿したるものとす

●注意 万一人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付記し直に之を宛人たる電報局所に返送せらるゝとして其受取人へ直送し又は手渡しせらるゝ

局著		局發			名氏所居人信受	
當務者	信受	付受	第	シ	ワ	
	午	午	シ	ハ	オ	
	時	時	ハ	ノ	エ	
	分	分	ノ	ク	シ	
			ハ	マ	マ	
			ハ	ア	89	
			ハ	ヤ	番	
			ハ	カ	信	
			ハ	ク	發	
			ハ	ル		
			ハ	ハ		
			ハ	ク		
			ハ	マ		
			ハ	カ		
			ハ	ガ		
			ハ	モ		

定指

名氏所居人信發

事記印附日局著




印刷局製造

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受領したるものとす

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる者は其由を付箋し或は之を郵送したる電信局所に返送せらるべしして其受取本人へ送還又は手渡しせらるべし

局著	局	發	名氏所居人信受	
當務者 信受者	付受 午後	第	ヒ	コ
分	日	月	ヒ	コ
分	日	月	ヒ	コ
			定指	
			番著 號信	
			名氏所居人信發	
			ヒ コ	
			事記 印附日局著	
				

●したれど郵中にて郵便料無は又頭口ばらも度の手取不取●

印刷局

電報送達紙

●注意
受け取日の記入を省略したものは受付の當日翌局を以て受付したものとする

●注意
万一他人に知られたる電報の配達を受けたるものは其旨を付達し直ちにその電報局所に返照せらるべし決て其受取人へ直接又は手渡したるものとする

局著	局	局	第	カ	名氏所居人信受
信受者	午	九	ス	7	マキ
	イ	イ	イ		
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			
	イ	イ			

58



印刷局製造

●したれど電報に便り等は只局口よりするは合致不上取取●

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日業務に於て受領したるものとす

局著	局	第	報	發	名氏所居人信受
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏

局著	局	第	報	發	名氏所居人信受
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏
電 信 局	電 信 局	第 一	報 紙	發 行	受 信 人 名 氏

●注意 万一他人に宛てたる電報の誤送を防止するためには、電報局に於て受領したる電報局の印を捺すべし。又、電報料は電報本文に於て明示したるものとす。



●したれり途中で無料無印又は印日ばらるる度の全都不上取

電報送達紙

●注意
受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受領したるものとす

●注意
万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せしめしめて受取人へ直送し又は手紙をせらるること

局著	局	發	名氏所居人信受
受付者 受付時間 分 時	付受 午 時 分	第 月 日 報	名氏所居人信受
指 定 文 字 記 号 等			32 番 信 發 名氏所居人信發 ス イ ヲ マ ヤ
事 記			印附日局著
			19.4.26

印刷局製造

●したれぎ越申てに便郵料無は又頭口ばらる座の合都不上扱取●

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受付したるものとす

局著	局發	第	名氏所居人信受
<small>受信者</small> 午後 7時 7分	<small>付送</small> 午後 7時 1分	第 1 報	オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ オオノイ
指 定 局 報			名氏所居人信發
事 記			印 附 日 局 著

●注意 万一他人に宛てたる電報の即達を受けたるときは送由を付通し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるゝ決して其受取人へ直送し又は手渡しせらるゝこと

●したれど盛申にて便郵料無は又頭口ばらる座の合都不上扱取●





紙達送

110

●注意 交付月日の記入を省略したるものは發付の當日着局に於て受領したるものとす

●注意 万一他人に宛てたる郵便の誤差を認むれば返付せしむる由を封書に直に之を記したる場合は着局所定額を以て返付して其返付本人へ直達し之は返付し得ざること

局著	局發	名氏所居人信受																																					
<table border="1"> <tr> <td>寄附者</td> <td>信受</td> <td>付受</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>時</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>分</td> <td>分</td> <td>日</td> <td>號</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </table>	寄附者	信受	付受	第	15	15	15	15					時	時	月	日	15	15	15	15	分	分	日	號	15	15	15	15	<table border="1"> <tr> <td>報局</td> <td>號</td> <td>日</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </table>	報局	號	日	月	15	15	15	15	<p>1500 1500 1500 1500 1500</p> <p>1500 1500 1500 1500 1500</p>	
寄附者	信受	付受	第																																				
15	15	15	15																																				
時	時	月	日																																				
15	15	15	15																																				
分	分	日	號																																				
15	15	15	15																																				
報局	號	日	月																																				
15	15	15	15																																				
<table border="1"> <tr> <td>定指</td> <td>30</td> </tr> </table>		定指	30	<table border="1"> <tr> <td>番號</td> <td>1500</td> </tr> </table>		番號	1500																																
定指	30																																						
番號	1500																																						
<table border="1"> <tr> <td>寄附者</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> </table>		寄附者	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	<table border="1"> <tr> <td>名氏所居人信受</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> </table>		名氏所居人信受	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500														
寄附者	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
名氏所居人信受	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
<table border="1"> <tr> <td>寄附者</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> </table>		寄附者	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	<table border="1"> <tr> <td>名氏所居人信受</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>1500</td> <td>1500</td> </tr> </table>		名氏所居人信受	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500	1500														
寄附者	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
名氏所居人信受	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						
1500	1500																																						



印刷局製

●もしたれを誤申ては印郵料無は又面口以

電報送達簿

●注意

受付月日の記入を怠りしものは発行の當日書局に於て取り戻すものとす

印刷局製

●注意

万一人に於ては送達限度の超過を受けたりし場合は送達料を付し送達したる電報料を引上りしむべし

局著	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	局報	
ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居	居
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發



●しはれさ高申にては郵料料簿に大張目ばら郵料の合都不上候事

電報送達紙

96

●注意

カ一抽人に宛てたる電報の配達を受けたるものは其由を付纏し直に之を配達したる電報局所へ返戻せしめ一併して其取扱本入へ戻送し又は送附せしめらるべし

●注意

受行月日の誤りを省略したるものは送附の都日審局に於て受領したるものとす

局著 信受者 信受 午後 10時 3分	局 付受 午後 11時 3分	第 133 号 局報	發 第 133 号 局報	名氏所居人信受 六三 名氏所居人信發 一七 事記 印附日局著
定指 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十				印 12

印刷局製

電報送紙

注意 送付月日の記入を省略したるものは送付の日若局を以て推定したるものとす

局	著	局	電	名氏所居人信受
	位季 午七	付時 午七	第 五 月 ⑤	ウ マ マ 三 十 三 ア ↓ ヤ ク ラ ホ ク 来 マ ノ ク マ ツ
	分	分	日 號	

在
ウ
ク
ク
キ
ク
テ
イ

二三三〇
名氏所居人信發


事 記 印附日局著



電報送達紙

36

●注意 受付月の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受領したるものとす

局着		局發			名氏所居人信受	
信受 時 分	信受 時 分	付 時 分	第 一 號	報 局	指 定	
カ	カ	カ	一	報局	カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	
					名氏所居人信發	
					カ カ モ ト	
					事 記 印附日局着	
						

●注意 万一他人に宛てたる電報の宛先を誤りたるものは、由を付達し直之を配達したる電報前所に返展せらるゝ（決して其受取本人へ直送し又は手渡しせらるゝ可也）

印刷局製造

●したれど送中にて郵便料無は又頭口ばらあ廉の合都不上扱取●

紙 達 送 報 電

●注意 受け月日の記入を省略したるものは受付の當日書局に於て受領したるものとす

●注意 万一個人に於てたる信の回送を受けたりしは正しく回送せらるべく決して受取人へ直接し又は三換しをせらるべし

局 著	局 發	第 三 九	名 氏 所 居 人 信 受
信受者 午後二時	午後五時	月 九	ワセ オウ ホウ マニ ウシ カヤ フ
分 字	分 日 號	局 報	名 氏 所 居 人 信 發
マ	ニムコ	定指	レダ ヨカ シトリ
イツウキ	ラ		
モツノウダ	ラ		
ウシイケ			
シントク			
アデリマワ			
ゲニワン	事 記 印 附 日 局 著		
オタリヲ			
ルンエシオ			
ズンモ			



印刷局印

●したれさ越申てに便郵料等は又面口ばらる座の合都不上扱取●

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日翌日に於て発報したるものとす

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を附録し或に之を配達したる電報局附に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

局書		局		發		名氏所居人信受	
受 信 者	付 受 時	付 受 時	第 の	第 の	第 の	第 の	第 の
分	分	分	分	分	分	分	分
字	字	字	字	字	字	字	字
				報局		報局	
				定指		定指	
				318		318	
				名氏所居人信發		名氏所居人信發	
				事記		事記	
				印附日局著		印附日局著	
				12.4.25		12.4.25	

●したれど届申てに宛無料無は又頭口ばらあ慶の合群不上換取●

紙 達 送 電




●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日業務に於て受領したるものとす

電報料

●注意

万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を符箋し或に之を配達したる電報局所に居候せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざることを

局 著	局 發	名 氏 所 居 人 信 受
受付月日 年 月 日 時 分 局 報	第 七 号 月 日 局 報	親 展 335 名 氏 所 居 人 信 發 67 33 4か 27
定 指 6 2 二 力	事 記 印 附 日 局 著 	

●送れる紙中にて電報料無は又頭目ばらあ座の金都不上扱取●

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日午前10時迄に於て受領し得るものとす

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其市を分電し或に之を配達したる電報局所に送付せらるべく決して其受取本人へ直接又は手渡しせざるべし

局書	局	發	第	名氏所居人信受	
當受 書者	信受 者	付受 者	二		
年	月	日	時		
分	分	分	分		
			報局	276	
			定指	信	
				名氏所居人信發	
			事記	印附日局著	



●したれど紙中にて送附料無は又頭口ばらあ座の送附料不取

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受領したるものとす

局	著	局	發	名氏所居人信受
當務者	信受 午後 時 分	付受 午後 時 分	第 日 號	報 局
	字	分	日	號
			定指	
			番著 號信	254
			名氏所居人信發	
			事記	印附日局著
			12.4.25	

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を要したるときは其由を存送し直に之を願ひしたる電信局所と当務者らへ（ハ）として其受取本人へ直送し又は手渡しせしむるべし

●したれど途中で郵便料減し又口ばらるる等の都合不上採取●

印付日局

電報送達紙

注意 万一個人に宛てたる電報の配達を要するときは、理由を付し直に之を郵送したる電信局所に送附せらるべく、決して其受取本人へ直送し又は手渡しをせらるべし

注意 受付月の記入を省略したるものは、受付の当日著局に於て受領したるものとす

局著	局		第	局	名氏所居人信受
	付受	付受			
當務者	午	午	12	12	226
	分	分	時	分	
	10	14	0	0	
	時	時			
	10	14			
指定					
名氏所居人信發					
事記					
印附日局著					

●したれんが起申てに便面封紙は又口ばらふ度の合都不上取●



電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受領したるものとす

局著	局發	第	一	廿	名氏所居人信受
常 時 分	信 受 時 分	信 受 時 分	第	一	名氏所居人信受
午	時	時	一	廿	名氏所居人信受
時	分	分	日	號	報
定指					名氏所居人信發
事記					印附日局著

印刷局製造



●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるものは其由を付書し直に之を配達したる電報局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直接又は手渡しせらるること

●したれど届申にて郵便料無は又頭口ばらる度○各部不取取身

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の管日着局に於て受替したるものとす

局著	局	發	名氏所居人信受	
受者 信受者	付受 信受	第	オ リ セ ノ カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發 十 カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發	
分	分	日		
午 三 時 三 分 二 時 三 分			十 カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發	十 カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發
定指			名氏所居人信發	
マ コ カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發 十 カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發			事 記 印附日局著	
十 カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發			十 カ マ ノ カ ネ ツ 20 番 信 發	

●注意 万一人に宛てたる電報の郵費を受けたるものは其由を付記し、直に之を配達したる電信局所に返戻せらるる（決して其受取本人へ直送し又は手渡しせらるること）



印刷局製造


●したれき紙申ては郵料無は又頭口びらみ履の合前不上扱取●

電報送達紙

112

●注意 受付月日の記入を省略したるものは口票付の當日業務に於て受輸したるものとす


●注意 万が一輸入に當りて業務の配分を要するときは其由を特記し直に之を記述したる電報附時に返戻せらるる一決一止受取本人の電報又は送達せしむること

局著	局	發	名氏所居人信受	
送達者付 信受 時	信受 時	第 報	名氏所居人信發	178 番 著 號 信 名氏所居人信發
分 字	分 日	號 局	報	
定指				
ル オ オ シ マ コ シ シ ニ ジ	コ シ シ シ カ カ カ カ カ	ア ヤ コ シ マ シ シ シ シ シ		
事 記 印附日局著				
				

印刷局製

紙 達 電

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の日に受付の筆で差戻に於て受替したるものとす

局 著	局 發	名氏所居人信受	
信受者 午後 時	午後 時	第	
分 字	分 日	號	局 報
定指			
1 4 1 キ 4 1 キ 4 1 キ 4 1 キ 4 1 キ		著 信 者 氏 名	信 受 人 氏 名
		著 信 者 氏 名	信 受 人 氏 名
事 記		印 附 日 局 著	
			

印 附 局 著

●シテ、此等申てに郵便料金は又頭口より差戻の金に不換取●

●注意 万一人に宛てたる電報の誤差を多量に認められたるものは其由を付連し直にこの電報所にて差戻せらるゝ決し、此電報本人へ直送し又は差戻せらるゝこと

紙達選報電

75

●注意
受付月日の記入を省略したるものは受付の當日者局に於て受給したるものとす

局著	局發	名氏所居人信受	
當 時 分	付 受 時 分	第 一 の 日	報 局 號
4 時 18 分	午前 9 時 3 分	1 月 9 日	2 第 一 報 局 號
指 定		名氏所居人信發	
カイコウエツサ フクオイノ ゴ		ハヤ	
事 記		印附日局著	
		12.4.25	

林脩巳

印刷局製造

●注意
万一他人に宛てた電報の誤送を受けたる場合は其由を特種郵便に之を配達したる郵便局所に返送せらるべく決して其受取本人へ送達し又は手渡しせず

●したれさ館申にて便料料無は又頭口ばらる慶の合都不上扱取●

紙 送 報 重 44

●注意

受付月の記入を省略したるものは受付の當日満期に於て受領したるものとす

局 著	局 發	第 二	報 局 號
信 受 午 七 十 時 分	付 受 年 月 日 に 時 分	第 二	報 局 號
受 取 者	受 取 者	受 取 者	受 取 者

再	此郵便物は左の事由に依り持戻候 早稻田郵便局集配人	信 發
見当ラス		オカ
事 記	印 附 日 局 著	



印刷局製造

●したれさ送申てに運料無は又頭口ばらふ座の合都不上換取●

紙 達 送

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着期に於て受領したるものとす

局 著	局 發	第 二	報 局
受 信 者 信	付 受 年 月 日	時 分	時 分
午 七 時	午 七 時	七 分	七 分
分	分	分	分

有 氏 加 治 八 日 受

41

名 氏 所 居 人 信 發

事 記 印 附 日 局 著



印 刷 局 製 造

●したれさ 送 申 中 に 送 郵 料 無 以 又 頭 口 び ち ぶ 座 の 合 部 不 上 換 取 ●

●注意 万一人を捕まて... (Vertical text on the right edge of the form)

Handwritten notes on a strip of paper attached to the top of the form.

紙 達 送 報 電

149

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日業務に於て受領したるものとす

●注意 万一輸入に付てたる郵便の通過を受けたるときは其由を付箋し直に之を郵送したる郵便所に返戻せらるゝ決して本受取本人へ直送し又は手渡しせざることを

局 著		局		發		名氏所居人信受	
受 信 者 情	信 受 年 月 日	付 受 年 月 日	第 九 又	第 九 又	第 九 又	第 九 又	第 九 又
時 分	時 分	時 分	日 號	日 號	日 號	日 號	日 號
キ ツ オ ツ マ イ モ ウ ビ ア ガ ヨ				定 指			
				名氏所居人信發			
				ニ ル ク ヤ ス ウ			
				事 記 印附日局著			
				12.4.25			

印刷局製造

●したれさ編申で郵便料無は又頭口ばらあ座の合都不上扱取●

紙送報電 33

●注意

受付月の記入を省略したるものは受付の年月日番号に於て受給したるものとす

印刷局製造

局著		局發		名氏所居人信受	
受付者	受付時	付受時	第	電	報
電	午	午	二	本	局
時	八	八	ア	本	報
分	五	四	シ	マ	局
			一	カ	報
				フ	局
又ウズ				定指	32
此				電	報
ヨウキオミ				名氏所居人信發	
マイ					
事記		印附日局著			
				キガキ	
				キロウ	
				12.4.25	

●注意

受取人不明なるものは受取人の住所を明記したるものとす

電報送達紙

19

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日翌局に於て受理したるものとす

局著	局	發	名氏所居人信受
受 信 者	付 受 信	第 一 カ タ	オ オ ア ヤ コ
八 時 三 分	八 時 〇 分	月 一 日	
報局號日分			

●注意

万一他人に宛てたる電報の誤り多量に及ぶときは馬由を付著し正誤に付たる電報事務所迄戻送せらるる一し誤り一は受取本人へ送達し又は手渡しせらるること

定指 ヲ イ イ 一 ル ヲ	18 番 目 信 名氏所居人信發 ヤ フ ト バ ノ
----------------------------------	---

印刷所影造

セ

事記印附日局著

●もし、この送達紙に郵便料無し又頭口ばら多量の金額を付したる場合は、

電報送達紙

注意

受付月の日印入を指したるものは交付の日を指したるものとす

局着	局發	第	セ
信務者	信務者	三	イ
午後	午後	月	ン
二時	二時	七	
五分	五分	日	
		號	
		局	報

ヤ
 ウヤ
 ウヤ
 キ
 ト
 ト
 スモウ
 イ
 ヲ
 ウ
 キ
 ビ

名氏所居人信受

438
 本
 定
 342

名氏所居人信發

ナ
 カ
 4
 ヲ
 モ
 ン



注意

万一人に宛てたる電報の誤送を受けたるものは其由を付重し直に之を配達したる電報局所に送附せらるべく決して其電報本人に送附し又は手渡しせらるるべし

●(忘れと誤申にては郵料戻は又面口ばらるる都合不し洗取●)

紙達送報電

348

●注意 受付月の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受替したるものとす

局著	局	局	名氏所居人信受
當務者	信受	付受	第
467	7	8	2
時	時	時	3
12	13	14	4
分	分	分	5
40	34	34	6
報	報	報	7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37
			38
			39
			40
			41
			42
			43
			44
			45
			46
			47
			48
			49
			50
			51
			52
			53
			54
			55
			56
			57
			58
			59
			60
			61
			62
			63
			64
			65
			66
			67
			68
			69
			70
			71
			72
			73
			74
			75
			76
			77
			78
			79
			80
			81
			82
			83
			84
			85
			86
			87
			88
			89
			90
			91
			92
			93
			94
			95
			96
			97
			98
			99
			100

●注意 万一に届かない場合は直に之を配達したる電報局所に返戻せらるへく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざるべし

263 名氏所居人信受

事記印附日局著



印刷局製造

●したれで越申て、便郵料無は又頭口ばらあ慶の合都不上扱取●

電報送紙

○電報料
送付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受信したるものとす

局名	局	第	氏名所居人信發
東京	東京	十	カト
支店	支店	の	カト
支店	支店	一	カト
支店	支店	二	カト
支店	支店	三	カト
支店	支店	四	カト
支店	支店	五	カト
支店	支店	六	カト
支店	支店	七	カト
支店	支店	八	カト
支店	支店	九	カト
支店	支店	十	カト
支店	支店	十一	カト
支店	支店	十二	カト

260

氏名所居人信發

事記印附日局著



●したれと越申にて便料無は又頭口ばらるるの各都不上扱取●

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる場合は其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるゝ決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受償したるものとす

局著		局		發		名氏所居人信受	
當務者信	信受者	付受者	第	報	局	名氏所居人信發	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	
カ	カ	カ	二	報	局	カ	



印刷局製造

●したれ送申にて郵便料無は又頭口ばらあ廉の合都不上扱取●

